

第1章 基本的事項

第 1 章 基本的事項

1. 計画策定の趣旨

これまでわが国では、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会構造が形成されたことにより、人々の生活に便利さや豊かさをもたらしてきた。それに伴い、廃棄物の排出量は増大し、最終処分場のひっ迫、不法投棄の増加など廃棄物処理に関する様々な問題が生じてきた。さらに、天然資源の枯渇や地球温暖化など、地球全体での環境問題も生じてきている。

そこで、このような問題に対して根本的な解決を図るため、従来の我々の生活様式や経済活動方法を見直し、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進めることによって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される資源循環型社会を形成することが求められている。

また、河川、湖沼、海域といった公共用水域の水質の保全、改善及び生活環境の向上の観点から、下水道や合併処理浄化槽等によるし尿及び生活雑排水の適正処理を推進することも求められている。

国においては、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律である「循環型社会形成推進基本法」の制定から20年以上経過し、この間、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」を始めとする廃棄物関連諸法令の改正や施行がなされてきた。

また、鹿児島県においては「鹿児島県廃棄物処理計画（（平成23年3月策定）（令和3年3月改定））」・「生活排水処理施設整備構想（平成21年3月）策定」「かごしま生活排水処理構想2019（平成31年3月）」策定等がなされ、廃棄物処理に関する関係法令や上位計画も大きく変化してきている。

本市は、平成19年12月1日に頴娃町、知覧町、川辺町の3町が合併し、「南九州市」として誕生した。本市の一般廃棄物の処理は、合併前より近隣自治体で構成する一部事務組合で広域処理を行っており、頴娃町では指宿広域市町村圏組合にて、知覧町、川辺町では南薩地区衛生管理組合にてそれぞれ行ってきた。現在も一部事務組合にて処理を継続していることから、各地区によって廃棄物の処理処分方法が多少異なっている。

本計画は、このような背景や現状を踏まえ、また、平成25年からスタートした南九州市一般廃棄物処理基本計画の計画期間の満了を受けて、令和7年度以降の本市における今後の一般廃棄物処理システムのあり方を検討し、本市の一般廃棄物処理（ごみ処理及び生活排水処理）に関する総合的かつ中長期的な基本方針を定めることを目的としています。

2. 計画の位置付け

廃棄物処理法第6条第1項では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」としている。また、策定にあたっては、**同条第3項で「関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つように努めなければならない。」**としている。

一般廃棄物処理計画は、**一般廃棄物の総括的な処理責任を負う市がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画であり、**長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画です。

また、基本計画に基づき年度ごとに一般廃棄物の収集、運搬及び処分について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成され、それぞれ、ごみ処理に関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水処理に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）とから構成される（図1-2-1）。

以上に基づき、南九州市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という）は、廃棄物処理法等の関連法や上位計画等との整合性を図りつつ策定するものとする。

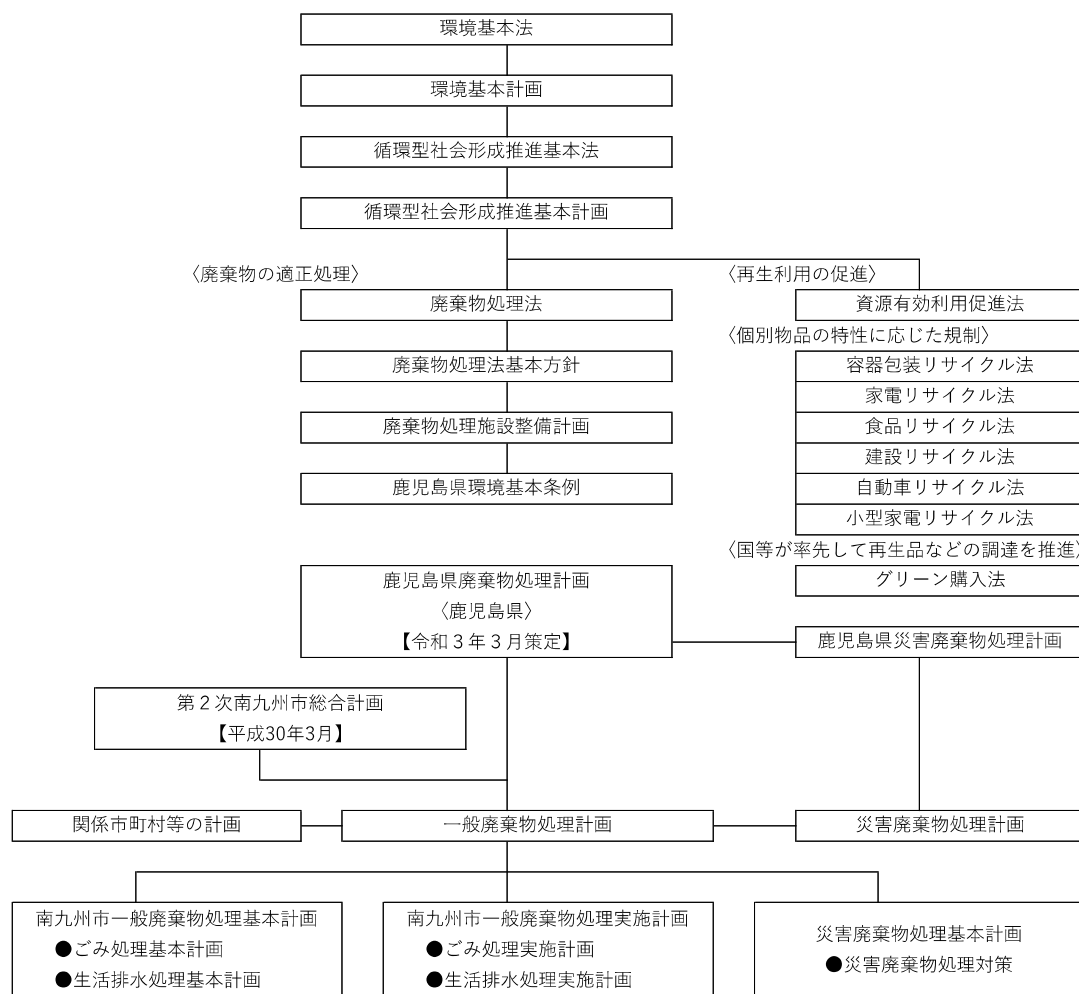


図1-2-1 関連計画・法令との関係

3. 計画対象区域

本計画の対象区域（計画処理区域）は、南九州市全域とする。

4. 計画期間

この計画期間は、令和7年度を初年度とし、令和16年度を目標年度とします。

本計画の見直しは、概ね5年ごとに行うことを基本とする。なお、計画策定の前提となっている最終処分場の活用期間の満了も期間内に到来することが見込まれ、また、社会情勢、経済活動の動向、処理技術の進歩とともに、質・量ともに変化を伴うものであることから、常にその実態把握に努め、廃棄物を取り巻く状況に変化が生じた場合には、期間内であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

計画目標年度 令和 16 年度

（中間目標年度 令和 11 年度）